

令和7年8月27日開催

## 新庄市農業委員会第27回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和7年8月）議事録

1. 開催日時                    令和7年8月27日（水）午前10時00分
2. 開催場所                    新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	10番 五十嵐 成生
11番 田宮 成彦	12番 齋藤 謙二
13番 星川 吉和	14番 伊藤 和彦
15番 三原 幸一	16番 星川 秀男
19番 高山 光弥	
4. 欠席した委員（2名）

17番 星川 豊	18番 佐藤 喜代志
----------	------------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 90 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 91 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 92 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について  
日程第 5 議案第 93 号 農用地利用集積等促進計画（案）の要請について  
（農地中間管理機構買入分）  
日程第 6 議案第 94 号 農用地利用集積等促進計画（案）の要請について  
（農地中間管理機構売渡分）  
日程第 7 報告第 73 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 8 報告第 74 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長	今田	新	局長補佐	鏡	彰 広
主任	結城	美緒	主 事	星川	真優

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和 7 年度新庄市農業委員会第 27 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員数は 17 名です。欠席通告者は 17 番星川豊委員、18 番佐藤喜代志委員の 2 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 27 回総会が成立していることをご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

< 「異議なし」という者あり >

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に12番齋藤謙二委員と19番高山光弥委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の結城美緒さんと星川真優さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第90号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第90号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区2件、稲舟地区4件、萩野地区9件、八向地区4件、計19件ございます。

尚、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

議案第90号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして8月20日に調査確認しました。経営移譲年金受給の為の親子間での使用貸借権の再設定であり、問題ないと判断します。宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区2番につきまして、8月17日に調査確認しました。経営移譲年金受給の為の同一世帯親子間での使用貸借権の再設定であり、問題ないと判断します。宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区1番につきまして、8月16日に調査確認しました。経営移譲年金受給の為の同一世帯親子間での使用貸借権の再設定であり、問題ないと判断します。宜しく申し

ます。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区2番につきまして、8月16日に調査確認しました。経営移譲年金受給の為の同一世帯親子間での使用貸借権の再設定であり、問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区3番につきまして、8月17日に調査確認しました。同一世帯親子間での使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区4番につきまして、8月21日に調査確認しました。同一世帯親子間での使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区1番につきまして、8月18日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区2番につきまして、8月17日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いし

ます。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区3番につきまして、8月17日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区4番につきまして、8月20日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区5番につきまして、8月20日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区6番につきまして、8月17日に調査確認しました。受人は別世帯ではありませんが、休日には帰省し農地の管理を行っています。親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区7番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区7番につきまして、8月18日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定であり、農地も適正に管理されている為問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区8番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区8番につきまして、8月18日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定であり、農地も適正に管理されている為問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区9番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区9番につきまして、8月18日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定であり、農地も適正に管理されている為問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、8月18日に調査確認しました。親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして、8月17日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区3番につきまして、8月17日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区4番につきまして、8月17日に調査確認しました。同一世帯親子間での経営移譲年金受給の為の使用貸借権再設定という事で問題ないと判断します。宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第90号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第90号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第91号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第91号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、稲舟地区1件、萩野地区1件、計3件ございます。

内容につきましては議案書の通りとなっております。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○15番

議案第91号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして、8月20日に調査確認しました。また、申請代理人である行政書士にも確認しました。問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、8月20日に調査確認しました。数年前より耕作されていない状況でありました。譲渡人は誰かに託したいという思いがあり隣接している譲受人と話がまとまり整ったそうです。問題ないと判断します。宜しくをお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区1番につきまして、8月20日に現地調査確認しました。隣接している農地には影響ない事と、現状より維持管理が図られると思われる為問題ないと判断します。宜しくをお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第91号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第91号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第92号農用地利用集積等促進計画（案）の意見についてを上程します。

ここで3番松田浩一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席します。暫時休憩します。

（松田浩一委員 退席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第92号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、八向地区11件ございます。内容につきましては議案書の通りとなっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第92号農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第92号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、これを適当とし回答することに決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

( 松田浩一委員 入場・着席 )

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第5、議案第93号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構買入分）を上程します。

それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第93号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構買入分）新庄地区1件、萩野地区4件、八向地区2件、計7件ございます。

内容につきましては議案書の通りとなっております。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第93号農用地利用集積等促進計画（案）の要請（農地中間管理機構買入分）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第93号農用地利用集積等促進計画（案）の要請（農地中間管理機構買入分）については、原案の通り可決、決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第94号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構売渡分）を上程します。

それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第94号農用地利用集積等促進計画（案）の要請について（農地中間管理機構売渡分）新庄地区1件、萩野地区4件、八向地区2件、計7件ございます。

内容につきましては議案書の通りとなっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第94号農用地利用集積等促進計画（案）の要請（農地中間管理機構売渡分）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第94号農用地利用集積等促進計画（案）の要請（農地中間管理機構売渡分）については、原案の通り可決、決定されました。

○議長

日程第7、報告第73号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第73号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区3件、稲舟地区1件、計4件ございます。

内容につきましては、4件全て相続による所有権取得であっせん等の希望はありません。よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第73号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり受理を確認しました。

○議長

次に日程第8、報告第74号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第74号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件、稲舟地区2件、八向地区2件、計5件ございます。

県より現状回復命令は無く、非農地として法務局へ回答しております。内容につきましては議案書の通りとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第74号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第27回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和7年8月27日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 齋藤 謙二

議事録署名委員 高山 光弥